

会津若松市一般廃棄物処理基本計画の改訂について（策定経過）

市民部 廃棄物対策課

1 趣旨

平成18年度から平成27年度までを計画期間としている現行の計画が、期間満了となることから新たな計画を策定します。

2 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき、一般廃棄物の発生・排出抑制と適正処理を進めるために基本的な考え方や方向性を定めるものです。

(2) 計画の対象

会津若松市内で生ずる一般廃棄物の「ごみ」を対象とします。

(3) 計画の期間

平成28年度～平成37年度（10年間）

※ 概ね5年後又は社会経済状況に大幅な変化が生じた場合など、必要に応じて中間見直しを行います。

3 次期計画のねらい

ごみ減量のためには、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の取組みが不可欠です。

特に、2R（リデュース、リユース）について、市民・事業者・行政の協働により、一層の推進を図っていきます。

4 策定経過

年度	月日	内 容
26	4月7日～2月24日	市民インタビューの実施（延べ30団体。310人） 市政モニター及び市民アンケート（68人から回収）
	9月17日	文教厚生委員会協議会において報告
27	6月19日～8月10日	関係機関、市民・市民団体、事業所等との協議
	8月	計画案の決定
	9月	文教厚生委員会協議会において報告
	10月1日～30日	パブリックコメント
	11月12日	第1回廃棄物処理運営審議会 諮問
	12月15日	第2回廃棄物処理運営審議会
	1月14日	廃棄物処理運営審議会 答申
	1月～3月	計画案の修正（※必要に応じて）
	3月4日	計画の策定
28	4月～5月	計画の公表、市民周知（パンフレット等の配付）